京都家庭裁判所委員会議事内容

- 1 日時 平成21年11月25日(水)午後1時30分から午後4時30分まで
- 2 場所 京都家庭裁判所大会議室
- 3 出席者

(委員)

駒木根徹委員,梶山玉香委員,田中泰子委員,直野信之委員,山下徹朗委員, 浜田昭委員,藤原重美委員,松井芳子委員,吉田眞佐子委員,谷口照夫委員, 二本松利忠委員,野中百合子委員

(京都家庭裁判所職員)

下坂首席家庭裁判所調査官, 塩津家事首席書記官, 石川少年首席書記官,

多賀次席家庭裁判所調查官,渡辺次席家庭裁判所調查官,

築山総括主任家庭裁判所調査官,川住少年訟廷管理官,有岡家事訟廷管理官, 岸本主任家庭裁判所調査官,長谷川事務局長,秋田事務局次長,西村総務課長, 西総務課課長補佐,濱口庶務係長

4 議事概要

- (1) 新委員及び同席職員の紹介等
- (2) 委員長選出
- (3) 京都家庭裁判所二本松所長あいさつ
- (4) メインテーマ「少年の再非行を考える。」

ア 家裁調査官からの説明

- (ア) なぜ再非行の問題を取り上げるのか。
- (イ) 罪種別の再非行状況
- (ウ) 再非行少年のタイプ
- (エ) 再非行少年の処分
- (オ) 統計資料のまとめ

イ 裁判官からの説明

- (ア) 再非行の原因
- (イ) 京都家裁で行っている再非行防止のための手立て

ウ 意見交換

別紙のとおり

(5) 次回期日

次回委員会は、平成22年5月ころに開催することで日程調整することになった。

(6) 閉会

(○は委員, ●は裁判所担当者をそれぞれ示す。)

○ いろいろ伺って非常に勉強になった。原因とかを考える上でいただいた資料は数の話が多かったが、印象として、例えば京都と一くくりにしても多分地域ごとで発生件数というのは随分開きがあるのかなという気がする。

そうすると、いわゆる生活環境との兼ね合い、あるいは学業の不振や虐待とか、こういったものも少年が抱えている生来の特性というものが原因になっている場合も少なからずあるのではないか、発達上の特性というものが原因になっている場合もあるのではないかというような気がする。

だから、数字だけで何か原因を追うというのはちょっと難しいかなと思う。もし発生の件数のばらつきであるとか、あるいは生活環境との因果関係とか、少しデリケートな問題になるが、家庭の所得などとの因果関係などがもう少し明らかになると話はしやすいのではないかという気がした。

● 今,御指摘のとおり、非行多発地域というものは一定数あることは事実である。ただ、 それは取り上げていくには配慮を要するし、また、議論になじまないように思う。

別の家庭裁判所での経験をお話しすると、例えば、少年の父母が両方とも仕事をしていない家庭というのはどこにでもある。そういう家庭で育っている子どもにだけ「就労しろ。」とか、「まじめに学校に行け。」とかと言っても、あまり効果はない。京都の場合でも、親の生きざまとかそういうものが子どもたちに影響している部分はあるのではないかというふうには考えている。

■ 私もまだ今年の4月に京都に着任したばかりではあるが、何となく何かここは非行多 発地域だなとか暴走集団はこのエリアでできているなというところは感じるところがあ る。

私は以前に山口家裁で勤務していたが、暴走族の集団には同じような特質がある。先ほどお話ししたように、少年たちに自分たちの仲間での共通認識がしっかりあって、山口では保護観察をいいかげんなことにしてしまったらだめだと、自分は大変なことをしてしまったというところがあるが、京都の少年たちは「それが何が悪い。」という感じで一向に響かない。これがどうしてこうなっているのかというところに戸惑いがあって、それが地域性という要素ではないかという感じを持っている。

- 先ほどの説明でも再非行の原因として家庭環境や地域社会,あるいはそれと密接に関連している交遊関係,伝統的な不良集団みたいなものが脈々と受け継がれているということがあり,京都にあるような説明もあった。それはある意味で一定の地域社会の特色になっているのかもしれないが,そのようなこともいろいろ分析した上で,再非行の原因ということでまとめることになったのだろうと思う。
- 京都で、先ほどから言われている再非行が多い原因というのは、はっきり言ってこの データの中からはわからない。
 - 一つは、警察の補導もしくは検挙がどの程度なのかということである。警察が一生懸命少年の摘発をやり出せば当然件数は増えるということは考えられるが、そういうデータがないのでわからない。

それから,この程度の数字で京都はどうなのかということを論じるのが,果たしてど うなのかという気がする。

もう1点は、もし仮にあるとすれば、地域的特性であるという話になると、そういうようなところに議論を発展させていいのかどうかがこのデータではわからないので2の 設問については答えられないし、そんなに安易に出してもいいのかという気がする。

- 関連して、私ども保護司も事件件数というか、保護司の数自身も区によってばらつきがある。そのため、保護観察を担当している件数そのものも区によって大きく違う。私は左京区だけれども、左京区とか北区・上京区、こういうところはもう保護司の定員を減らして、例えば南のほうは、1人の保護司が担当している件数そのものが非常に増えているから、増やしてくれということである。だから、そういう地域の問題は、本当にあると思う。
- 京都は非常に学生の数が多くて、夜の働く場でも学生を雇用する店がいっぱいある。 ちょっと前までは女子大生が働いているというと、「こんな遅くまで」ということがあ ったが、今は当たり前のように学生が多くて、下手をするともっと年齢層が低い人が遅 くまで働いていると聞く。

そういうことに麻痺してしまって、例えば学生服を着たままでホームでたばこを吸っていても、駅員は、「喫煙場所で吸ってください。」と注意するだけになってしまっている。 喫茶店に学生服で入ってきてたばこを吸っても、だれも注意しない。大人も悪いというか、だれも注意できないような社会になりつつあるという気がしている。

京都で再犯率が多いことと結びつけるのはやや強引だが、学生・子ども、初犯の人と

いうのは遊び感覚で、先ほど話があったように再犯するような人たちの中にも罪の意識 もなくこういうことに慣れてしまっているように思える。

私は、なぜもっと厳しく対処できないのだろうかなと思う。

社会的制裁を与える必要はないが、「どうせこんなものだ。」と思われているという話を、それが当たり前のようになっていること自体がおかしい。こんな風潮は全国どこでも一緒だと思うけれども、いろんな事情・原因を考慮した上で、厳しく対処して更生を図ってもらうような仕組みに変えないといけない。無上の愛だけでは救えないのではないか。

- 先ほど○○委員のおっしゃった「今回用意した程度の資料でわかるのかと。」いう点は、こちらのほうで検討させていただくことにする。
- 京都で再犯率が多い原因はどこにあると思われるかという2番目の問いだが、例えば 京都以外にも全国の県で、他県で再犯率の多い県はどこなのだろうかということで、ヒ ントがあるかもしれないという気がする。

そのあたりの話が今日はなかったが、京都と同じように再非行率が高い県は都会を擁する県なのかあるいは農村を擁する県なのか、そのあたりについて何か資料をお持ちなのか。

● まず、地域性に関する資料は、確か、警察がマップで出している犯罪発生状況などがあるが、少年の非行と限らないので、この委員会の資料としては割愛させていただいた。もう一つ、警察が一生懸命検挙しているからだという話もあった。実際、今年か去年の京都府公安委員会定例会議でも、警察本部から、「少年非行については発生データがなく、警察活動で検挙した人員件数しか現れてこないので、警察活動がよければ数字が上がる。」と回答されていた。警察活動と犯罪の比率というところまで調べられなかったので、そのデータは出せていない。

最後の他県の再非行の状況はどうかという点に関しては調べていないので、今ここではデータを出せない。

- 全国的に再犯の多いところでよく挙げられるのが福岡と京都で、京都はベスト3ぐら いに入っているようだが、この近辺では大阪も比較的高いというふうに言われている。
 - ○○委員の意見にもあったとおり地域性というのは、もちろん京都は非常に際立った 点はあるが、今回は全体を平均しての数字を問題にした。

東京は特に区によってかなり少年非行の発生率が違う。しかし、それを平均した合計

と京都を比べると東京の方がはるかに低いということで、どうも京都は何か問題が、また他の地域とは違った問題もあるのではないか、それに応じて対策もやはりもうちょっといろいろ考えていかなければいけないのではないかということで、これまで京都家裁は取り組んできているが、そういった点も含めて原因と対策というのは当然対応することになるので、この次に御意見をお聞きしていきたいと思う。

- 地域性云々を論じるときに、他府県での事例を調査しておいていただくのが適当と思うが、そのあたりは裁判所間での情報交換はないのか。
- 再犯の内容についてきちんと分析できる資料がない。したがって、再犯の内容を分析 して他庁と情報交換をしていることもないと思う。

ただ, 10年以上前のデータであればあるが, 分析の仕方が異なるので, 実際には使 えないと思っている。

○ やはり地域性云々ということを論じるのでであれば、そのあたりのデータがないと論 じるのは難しいと思う。

逆に再非行率の低い県の事例なども、どういう指導を行っているのか云々を調査されるのがいいのではないかと思う。

■ 私は去年の4月に関東の方から京都家裁に着任したが、そのときに感じた感覚で申し上げると、先ほどのデータでもあったとおり自転車の関係の事件が多いと感じている。

保護処分を受けている少年たちが、さらに放置自転車を盗んで乗り回すというのは他 府県ではあまり例がないが、京都ではそんなに珍しくない。

ここらあたりが京都の一つの特徴かなと思う。

- 放置自転車の遺失物横領と自転車盗の峻別は、現場においてはどのような峻別がなされているのか。自転車の窃盗に当たる部分あるいは放置自転車の遺失物横領という部分の最前線の現場での峻別だが、これは放置自転車なのかだれか所有権者がはっきりしているものの窃盗なのかという部分においては、どのように判断されているのか。
- 通常,自転車盗は,警察官の職務質問で発覚することが多い。警察官が,自転車に乗っていた少年に,「この自転車は,君のか。」という質問を発し,「実は盗んできたものです。」ということで少年が盗んだ現場を案内する。ところが,その少年が盗んだ場所として案内した場所が,所有者が被害届に盗まれた場所として記載している場所と違う場合に遺失物横領となる。つまり,だれかが盗んでから別の場所に放置し,それをさらに盗んだような場合は,遺失物横領で処理されている。これに対し,盗んだ現場を案内

させたところ, まさに被害者がとられたという日時・場所と一致するという場合が窃盗 で処理されている。

- 結局、社会的実態としては、他人の自転車を乗り逃げしたという点では同じということか。
- 盗んだ側からすると、自転車を盗んだという意識では一緒である。ただ、法律的には、まさに被害者が止めた場所から盗んだものであれば窃盗になり、だれかが盗んでいったために占有を離れてしまったため、別の場所に置かれていた自転車を盗んだという場合は占有離脱物横領である。少年事件の場合には、そう大して差はないとは思うが、法律的なことを言うと、法定刑は窃盗罪のほうが重く、遺失物横領のほうが軽いことにはなっているが、少年事件の場合は基本的に法定刑の重さよりも、非行事実が、一体どういう中身だったかということで処理するので、検察庁が、家庭裁判所に事件を送致するときに付す処分意見は、ほとんど変わらないというのが実情だと思う。
- 私は、現在、簡易送致事件を担当しているが、去年の4月からの感触だと大体簡易送 致事件が一般非行事件、いわゆる刑法犯関係事件の大体32%を占めている。全国的に は簡易送致事件は、大体4割を超えているように聞いているが、京都はなぜか簡易送致 事件の比率が実は低いという状態である。その32%の中の内訳を見ると大体3割程度 が窃盗事件、あとの7割程度が占有離脱物横領、いわゆる遺失物横領になっているので はないかと思われる。この遺失物横領というのは、まさに自転車を対象とするものにな る。 ただ、遺失物横領であっても、複数回以上にわたったり、他に余罪がある場合に は裁判所に正式に審判として送致されてくるが、その場合でも、不処分という場合のほ うが結構あるのではないかと思っている。
- 実情を話させていただく。他人の物をかぎを壊して盗むのと放置されてるかぎのない捨てられたような自転車と、そこら辺で違いがあるのか、手口による違いがあるのかという御質問だったと思ったので、実情について御説明させていただくが、どんな手口で非行を犯したか、悪質さや動機の辺りは、割と細かく見ているので、御指摘の点は十分配慮しながら処遇を選択してるというのが実情だと考えている。
- 私は、結局少年が何人家裁送致されて審判を受けたかという人数で出していただいたほうがいいと思う。

裁判所からいただいた資料では「累非行少年」と書いてあったが、最近事件を担当して思うのは、審判は1回だが併合されて事件番号が3つあるいは4つも5つもついてい

るというのが非常に多いと思う。

少年でも大人でも同じかもしれないが、捕まるまで、ばれるまで犯行を重ねることが 多い。

昔は、京都の場合は逮捕も1回で、それで余罪も全部調べてしまって1件で家裁に送致され、1つの事件番号だけで審判を受けるということだった。ほかの非行については、「ほかにもこんなんやってますわ。」という報告がついているぐらいだったが、今は、事件を一個ずつ、たくさん送ってこられ、再逮捕を2回も3回もされることがあって、捜査機関が非常に念入りにされておられるのではないかという印象を持っている。

「どうしてそんなに再逮捕するのですか。」と聞くと、「被害届が出ていたら被害者 保護ということで、きちんと調べないとあきませんから。」と言われた。

だから、最近事件番号がたくさんついている審判が多くなっているのではないかと思う。ただ、これは全国と比べてどうなのか、私には京都のことしかわからないけれども、全国のほかの府県では多分それぞれの警察のやり方があると思うが、京都は、小まめに番号をつけて事件を送っておられるように特に最近私は感じるので、この点を裁判所から御説明いただけたらと思う。

● 余罪待ちが、本当に多いと思う。府警本部の家裁委員の方が来られていたら詳細に御説明いただけると思うが、再犯も、それほど回数はないが、確かにある。在宅の場合は本当に余罪待ちというのが多く、それがまさに長期未済につながる一つの要因にもなっている。他府県のことはわかりかねるが、確かに送致後3件、4件の事件が送致されることは結構あると思っている。

したがって、保護処分を、件数ではなくて実人員で教えてほしいという御要望については、よく理解できるが、実人員自体が、件数でないと出てこない。

ただ,この5年間の中で少年院送致が増えてきているなということを統計的にとった ことはある。

○ 私も、なぜ京都の再犯率が高いのかということがとても不思議で、京都がほかの都市と比べてどう違うのかと思っていたが、自転車と結びつけると、多分学生が多かったり、まちのサイズが自転車にちょうどよかったりで、放置自転車が多いせいではないかと思う。大した罪の意識もなく、勝手に人の自転車に乗っていくようなことが多いのではないかと推測されるそれは行政の問題とも考えられるのでどこが扱うべき問題なのかはわからないが、もし再非行が自転車盗だったりバイク盗だったりするとすれば、放置自転

車がとても多いことを実感しているので、それも原因の一つではないかと感じた。

- 京都家庭裁判所から京都少年鑑別所まで大体800メートルぐらいあるが、その間で、調べてみたところ、警察から放置自転車の警告の紙を貼られたものが25台あり、その中の5台は、かぎが壊されていて、ほかにも警告は貼られていないけれどもかぎが壊されている自転車が3台ぐらい見つかった。やはり多いなとは思う。
- 7番の「京都家裁で行ってる再非行防止のための手立て」というのがあり、この(2)のbの「補導委託」で、京都は逆に恵まれてるということを話されたが、これをもう少し、どのような人が委託を受けているのかも含めて、詳しくお聞きしたい。
- 補導委託というのは、少年法第25条に規定され、試験観察と呼ばれている。試験観察というのは保護処分を必要とするかどうかを決めるために一たん処分を保留にし、その間、家庭裁判所調査官の観察に付するという、いわゆる中間処分である。

この試験観察に調査官の試験観察,これは在宅試験観察と言うが、それに付随して、あわせて補導を委託するという措置を併用することができる。

その場合は、いろいろな形があるが、少年の身柄をその委託先に預けて委託先と寝食をともにするといった体験を数カ月、4カ月から6カ月というのが多いと思うが、そのような生活体験をさせて少年の生活改善あるいは就労の改善の程度を観察しつつ最終処分を判断するという制度である。

基本的に委託先の家族とともに生活をしながらということで、大変手間がかかることから、こういった少年を受け入れてくれる企業あるいは個人がだんだん少なくなってきているという現状だが、幸い京都の場合には、補導委託を先代から継いで、御子息がまた継いでいかれるといったサイクルができているところもあって、比較的順調にいっていると言える。

ただ、全国的には補導委託先が大変減少しているような現状である。

- 京都の身柄付き補導委託件数は、年間何件ほどなのか。
- 件数はそれほど多いものではなく、年間十数件というふうに考えられる。
- 私は、保護司を28年ほどやっている。補導委託されるというのは、保護観察の前段 階であり、処分の関係で少年が補導委託を希望するのか、その辺のことを聞かせてほし い。
- 少年本人から希望することは少ないと思う。

先ほど処分とおっしゃったが、むしろ保護処分を受けている少年もかなりいる。した

がって、次の処分が少年院送致の可能性が高い少年もかなり含まれており、先ほどの少年が希望するかしないかという点では、少年院に行くかどうかということになれば補導委託のほうがいいということで、希望すると言えば希望するということになるかもしれない。

犯罪傾向が高いというよりも、むしろ家庭に帰さないというか、その地域に帰さないというか、そういったタイプの非行少年が結構いるもので、補導委託が選択される場合がある。

真の意味では希望していないかもしれないが、よくなりたいという気持ちは鑑別所の中で高まってきて、自分にとってはそういうことが必要だというふうなことをどこかで感じている少年もいるので、そこら辺では、こちらの意図と合致するかもしれない。

○ 少年友の会で付添人活動や清掃活動など随分いろいろなことをしておられるようだが、 以前に少年友の会で一生懸命活動しておられる方から、「裁判所との連携がもう一つうまくいってない。」という意見を聞いたことがある。担当される家裁調査官が転任されるとそれまでわかり合っていたことが引き継がれていないという話であったり、あるいは、付添人活動において、あらかじめ3人と言われていたのに、それが1人に急に変わったけれども連絡がなくて少年友の会の方がとまどったという話も聞いたりした。ただ、最近それがとても改善されてきて、こちらの意見もよく聞いていただくし、調査官の方からの連絡もうまくいくようになって活動しやすくなってきたということを聞いている。

先日、下鴨神社の清掃活動に所長が参加してくださったそうで、少年友の会の皆さんがとても喜んで、「やる気が出てきた。」とおっしゃっていて、モチベーションが上がるということであった。少年友の会の方に、少年のために一生懸命努力しようというやる気を持っていただくというのはとても大事なことだと思うので、できる限り少年友の会の意見を酌み上げてそれをフィードバックしたり、少年友の会との連絡を密にし、意見交換会なども頻繁にしていただけたらありがたいという、少年友の会の会員からの注文もあったので、ここでお願いしておきたい。

- これまでは,京都家裁は少年友の会との連携が十分でなかったという点はどうなのか。
- 御指摘のとおり、私が京都家裁に着任したときもかなり厳しい糾弾に遭い、反省させられた。

その後,家庭裁判所でできないことをお願いしてるグループがあるわけだから,家庭 裁判所や家庭裁判所調査官が独善的な動き方をしてはいけないということは,常々話を している。これからはそういうことがないような動き方をしたいと思うので、今後とも よろしくお願いいたしたい。

- それとの関連で、今度は保護司の立場から見て、保護観察所が間に入るので直接的な 関係はないが、京都家裁で取り組んでいる再非行防止策あるいは関係機関との連携とい う点で何か御意見はおありではないか。
- 私は、以前にもお願いしているが、基本的に子どもが悪いことをしたと、鑑別所なり、 審判を受けて裁判所で少年院に送られるか保護観察になるかとか、そういうことの中で だが、やはり家庭が基本だと思う。その家庭に帰れないというか、帰りたくないという のか、家庭の中で居場所がないというのが私は犯罪を犯す、非行を犯す原点だと思う。 だから居場所をどうつくってやるかということが、基本だと思う。

家庭でできれば一番よい。私が昔担当していた少年は、やはり居場所がない。私が少年の母親のところを訪問しても、母親と姉との3人家族だが、本当に居場所がないと言っている。

ところが、あるときにものすごいエポックがあり、京都家裁に御厄介になったが、再犯を犯して家裁調査官の報告などは少年院送致になっていたが、それを○○裁判官に保護観察処分にしていただき、少年院送致とならなかった。それで、家の中までがらっと変わり、少年の居場所ができた。お母さんが携帯電話を、ここが大事だが、悪い友達の連絡先が携帯に入っているが、母親が携帯電話をつぶしてしまって別の携帯電話にかえてしまい、今までの友達の記録を全部失わせた。そうすると、悪い友達とのつき合いができないようになり、それから勤め出して、その勤め先ではなくてはならない人だということで、本当は正社員にまでなって欲しいと言われたが、やはり派遣社員として勤務しているからということと、自分がそういう罪を犯しているということがわかると困るということで、結局、派遣社員のままでいた。そのうちに保護観察が切れてしまったから後はわからないが、本当に、どこで少年にエポックを与えるかということが大事だと思う。

さきほどから話の出ている清掃の手伝いや補導委託で厄介になっているところで感銘 を受けて、結局本人がどこでどう自覚するかという、それを、周りがそういう条件をど う整えてやるかというのが私は非常に大事なことだと思う。

家庭裁判所も何から何まで全部面倒を見るわけにいかないのだから,そうするとそれ ぞれの役割があるはずである。それぞれの役割だが,そのときに連携がうまくいってい るかどうかというのがまた一つ非常に問題があると思う。

私どもは保護観察所を通じて保護司のほうへ、保護観察処分になった子どもなり大人なりを預かって保護観察期間だけの間お付き合いするわけだが、やはり、どうしたらこの子を立ち直らせられるのかという、その観点からの連携というのが必要だと思う。

どういうふうにすればいいのか私もわからないが、やはり全部縦割り行政で、司法と 行政はもちろん全然お互いに権限はないが、本当は子どもを中心に、その子をどうして やれば一番いいのかという、それを中心に何か考えられないかという気がしている。

- ○○委員は、付添人活動を通じて再非行防止にいろいろ御協力いただいているが、付添人をされての御経験あるいは付添人としての立場でこういった今の家裁の再非行防止策あるいは関係機関との連携の問題について、何か御意見があればぜひお願いしたい。
- 弁護士が付添人になるのは身柄拘束されている、逮捕されて鑑別所に入っている少年 たちがほとんどだが、鑑別所に入ったことで反省してもう二度とやらないという子もい るし、鑑別所に行って保護観察になったけれどもまたやる子ももちろんいる。だから子 どもによって、少年によって本当に反省する時期が違うと思う。

学力が低いというか、学力が向上する機会を与えられてない少年たちが多い。

少年は、鑑別所の中で反省文を書いたり日記を書いたりする中で勉強したり、辞書を 引いたり、一生懸命被害者への謝罪文を書いたりする。

また、鑑別所には少年向けの小説もたくさんあるので、それもできるだけ読むようにと勧めている。以前は教訓的な内容の本を勧めたりしたが、少年自身が読書の楽しみも知るべきだと思って、最近はもっと娯楽的な、「ハリーポッターシリーズはすごくおもしろいよ。」「ホームレス中学生はおもしろいよ。」と言ってそういうのも読んでもらっている。そうすると、少年が、「初めて小説を読みました。今まで読んだことがなかった。こんなにおもしろいんだな。」ということを言う。

いっぱい字を書いたり、表現したり、本を読んだりすると、いろいろなことがおもしろくなって、「学校に行きたいという気持ちがわいてきました。」と言ってくれる少年もある。

本当は能力があるのだけれども潜在的なものが全然引き出されていない。学校の中で一回落ちこぼれて、勉強が全然わからなくなってしまって、もう自分はだめだと、自分で自分を見限ってしまっている少年たちがいるので、非行をしてたまたま家庭裁判所に来たという少年に、学習の機会をぜひとも裁判所で与えてほしいと思う。

少年は、被害者の気持ちが全然想像できなくて、私が、「こういうことをしたら被害者がどんな気持ちになるかわかりますか。」とか、「考えましたか。」と聞いたら、少年が、「全然考えてなかった。」と言う。やはり読書経験がないというのは非常に大きいのではないかと私自身は思う。

家庭裁判所では試験観察中に家庭教師がついて勉強を教えるという試みをしていると ころもあるようだが、京都家裁では、そういうことも情報として持っておられるのかお 聞きしたい。

最近家事調停の待合室は、離婚した夫婦の子どもがどんな気持ちになるかという絵本などもたくさん置いてあって非常に充実していると思うが、少年の待合室は、おもしろい本もあるが目立たない形で置いてある。保護者への働きかけも重要だと思うので保護者にも見やすい形で、読みやすい形での本や資料、パンフレット、「薬物犯罪の家族の方へ」のパンフレットが置いてあったこともあるが、そういう少年に対する教育的な働きかけと保護者へのわかりやすいパンフレットを備え置いて、働きかけをもっと家庭裁判所にしていただけたらと思う。

処分をするまでの期間であり、決して処遇するわけではないという立場があるとは思 うが、ぜひとも、せっかく家庭裁判所に来たのだから、ここでもっと少年の考える力を 伸ばしてほしいと思っている。

付添人もそういう視点で、「君はここでよく考えるようになって欲しい、本もいっぱい読みましょう。」と勧めている。

ちょっと長くなって申しわけないが、もう一つは、最近家裁調査官が高校に対して学 校照会をされることが非常に多いということを聞いている。

私自身が経験したわけではないのだが、高校は義務教育ではないから、その事件のことを保護者も高校に言ってない場合に、そのことがわかって自主退学になったりすることがあるので、機械的に学校照会をされているのかどうかもよくわからないけれども、そうすると少年の居場所がますますなくなってしまうので、せひとも、学校照会は機械的にされずに付添人とよく協議いただきたいと感じている。

- これまでの付添人活動を踏まえられて幾つか御意見をいただいたが、まず、少年に対する働きかけを家裁がもっとしてもいいのではないかという点についてはどうか。
- 少年に対する働きかけでは、京都に、保護観察所関係だがBBSがあり、BBSの方では家庭裁判所向けに、地区担当ではなく、プロジェクトチーム的な形でBBS会を作

ってくれた。それで、糺ノ森周辺の清掃活動とか切手整理活動とかをしていただいている。

さらに、今、○○委員がお話しになったように、中学生ぐらいで、「勉強したい。」という子どもたちがいた場合には、その子たちに対して、学生による学習の支援活動ができる態勢にはなっている。その学生たちに対しては、少年友の会から交通費等の援助もできるように準備、予算を組んでもらっているけれども、今年はまだ実施したケースはない。去年は2件ぐらいはそれに至るかという予定があったけれども、本人が嫌がったりしてだめだったので、ぜひ学習支援をしたいと思っている。学生たちは意欲に燃えているので、もし適当な事例があったら行っていきたいと思う。

○○委員が御指摘のように、例えば、分数がわからない子がわかるだけでも目が輝いてくる。アルファベットが書けない子が書けるだけでも全然目の色が違ってくる。だから、学ぶことの楽しさということを教えてやれば少しずつ変わっていくと実務的にも思っているので、学習の支援活動は行っていきたいと思っている。

それから、親に対する教材と文献だが、裁判所の予算的な問題があり、もしどこかで、 寄付していただけるものがあればと思う。

■ 最初の少年に対する学習の援助という点は○○委員も御存じなかったようだから、やはり裁判所の広報や付添人に対する知識の提供の面でも問題があるということにならないか。

今の少年に対する学習の援助というのは、全国的には各地の少年友の会の協力をいた だいて行うようになっている。

特に中学3年生ぐらいで高校受験を控えている少年に対してBBSの会員が家庭教師をして、それで見事に高校に合格したとか、そういうケースも結構あるようなので、こちらのほうもそれにふさわしい少年や事件というものを選んで実施はしていきたいと考えているが、何よりも付添人の方もそういうことを御存じないといけないと思うので、また弁護士会のほうでもそういう報告をしていただいて、裁判所のほうに申し出ればその点は何か考える余地はあるという御説明をしていただければと思う。

次に学校照会の件についてはどうか。

■ 高校の在学生について学校照会を機械的に行っているということはないので、機械的に行ってるというような認識は、改めていただきたいと思う。

高校在学生について, 家裁が学校照会を行うということには2つの意味があると考え

ている。1つは、適正な処遇選択を行うために、少年にとって重要な生活の場である学校内での生活状況について客観的な情報を得るということである。2つ目が、学校照会を契機にして学校と家庭裁判所との連携を深めて効果的な処遇に結びつけていくということがある。特に問題を抱えている少年の場合には、在学校との連携なしに効果的な処遇はあり得ないと考えている。

○○委員が御指摘になったような懸念については、家裁としても当然に考慮している。 しかし、それでもなおかつ学校照会を行うことが必要だという判断をした場合には学校 照会を行っている。したがって、機械的に行っているわけではなく、どうしても学校照 会が必要であると判断した場合に学校照会を行っているので、そういう事情にあること を御理解願いたいと思う。

なお、この秋に行われた高校と家裁との連絡会では、高校側からは家庭裁判所に対して、「生徒指導の観点から学校照会は行ってほしい。」という強い要望が出ている。それについても家庭裁判所は、「事例の相当性を判断した上で行います。」という答えをさせてもらっている

- 学校によると思うけれども、非常に厳しく、知っただけでも退学処分、あるいは退学 勧告となってしまうというケースもあったようなので、そういうケースでは付添人がつ いていることも多いと思うけれども、ぜひとも協議していただきたいと思う。
 - 一生懸命,学校照会はやめてくれと言ったけれどもされてしまったとか,あるいは付添人に何も連絡なくされてしまったとか,そういうようなケースもあったように聞いている。
- 先ほど原因との関係でも少し触れたけれども、恐らく配慮はされていると思うが、最近、発達に問題を抱えている子がたくさんいる。昔から発達に問題を抱えた子はいたけれども最近その原因というものが指摘されるようになって、それを発達障害というのかそれとも特性というふうに表現したほうがよいのかというところはあるけれども、いずれにしてもそういう少し特別な、コミュニケーションに問題があったり、あるいはイマジネーションに問題があったりという方がいる。今回挙げられた再非行の原因の幾つかに関しては、学習などに関してはLDなどの問題との関係があるだろうし、あるいはADHD、アスペルガー症候群などとの関係で言うと非常な育て難さを親のほうがずっと抱えてきて、虐待に結びついている例も少なくないと認識している。

私は、発達障害も研究の一つにしており、非常に気にかかるけれども、ぜひ、そうし

た発達上の問題にも配慮したような働きかけというものをしていただきたいと思う。

具体的には、例えば講習型の措置などのときに、普通のコミュニケーションではなかなか伝わりにくいような方もいる。例えば図をかかないといけないとか、口頭だけではちょっと難しかったりとかというような場合だが、そういうときには、発達障害の専門の人たちの中ではいわゆるコミュニケーションボードと言われるものを使ったり、あるいはソシアルストーリーというものを使って説明をしたりとか、いろいろな手法がなされているかと思う。そういう専門的な技法を使った働きかけというものも少し考えていただきたいという気がする。

もう一つは親へのケアだけれども、例えば発達障害者支援センターなどのところでは、京都でも親の会というのができていて、親に対する学習会などがなされている。これは、例えば、「お宅のお子さんはちょっと疑いがある。」と言うのはなかなか難しい、デリケートな問題ではあるけれども、いわゆるグレーゾーンの人もたくさんおられるので、そうした機関との連携などをとって処遇の仕方というか、多分その犯罪の一つの原因というのは、先ほど御指摘もあったように居場所がないというか、自尊感情が非常に低いというか、小さいときからあれはだめとか、何をしても「だめ、だめ、だめ」というふうに言われて自分は本当にだめな人間なんだというふうに思っている人がすごく多いのではないかと思う。その原因の一つ、すべてとは言わないけれども原因の一つになっているのは多分そういう発達上の問題というものもあるのではないかというふうに思っているので、ぜひ連携をとっていただきたいと思う。

- 今御指摘の発達上の問題あるいは障害を抱えてるような少年に対して、家裁側として 特に配慮している調査あるいは処遇決定ということが何かあるか。
- 今日は再非行という問題だったので、発達上の問題は特に取り上げなかった。

私が経験した限りでは、発達上の問題が直接犯罪の引き金になるのではなくて、発達上の問題からいろいろ社会的な疎外を受けて非行に至るという少年はいる。ただ、私の経験では、再犯で来た子はいない。大体、みんな1回何かを教えられて、同じこだわりとか、同一性保持とか言うけれども、非行行動にこだわっているという子は、私の経験では2例しかなく、あまりないということなので今回の再犯の原因には入れなかった。

それと、初回で来た少年の中にはいないかというと、実際にはいる。調査官の個別の 面接の中では図をかいたり、絵をかいたりとかそういう形も使っているし、まずそのス クーリニングでパーズとか検査をやったりとかして見つけ出す努力をやっている。その 後、裁判所にも医務室技官という精神科医がいるので、在宅事件の場合は、医務室技官 のアドバイスを受けながら調査などをしていくし、鑑別所には精神科医が鑑別所の技官 でいるので、鑑別所の技官と相談しながらやっている。

ただ、問題はその後のケアをする場所が余りになさ過ぎるということで、こればかり は家庭裁判所ではどうにもならない問題である。

- ◆ 先ほどの○○委員の御意見としては、結局ケアも含めてほかの機関との連携というのを家裁ももう少し考えたらどうかということだが、その点はどうか。
- 実際、「児童精神科医のところに診察に行ったらどうですか。」と言ったら、「もう3カ月待ちです。」とか、そんな状態なので、ご主旨ごもっともだが、なかなかそこに乗せていけないというのが現状である。

先ほど発達障害者支援センターの親の教室のこともおっしゃったけれども、あれも、たしか回数制限及び期間制限があって、2回か3回で、たしか半年間ぐらいで卒業させられると思う。したがって、そこら辺のことを考えていくと、発達上の問題を抱えた人というのはこれからずっとそれを抱えて生活していかないといけないのに、そこにずっとケアできるというシステムが今はできていない。また、できていても数が少な過ぎるということなので、家裁として連携できるところがあるのだろうか、診断はできても、その後のケアができないという感じである。

- 先ほど説明があったとおり、家裁側としても少年の発達上の障害等の問題に気づいた場合はそれなりの対応をして調査をしたりしているが、やはりその後、処遇も含めてどういうふうにするかという非常に難しい課題が残されてるということだろうと思う。
- 知的障害者の施設に勤めている。裁判を受けた利用者が在園する。言葉が難しくてわからないと話す。もちろん専門用語であり、本人にわかりやすくというのは、難しい問題なのかもしれないが、そこは家族が判断してやるべきなのか、その辺のことはどうなのかというのが一つと、再非行の問題で、先ほど○○委員から意見が出た保護者のかかわりがすごく大きいかと思う。

保護観察の中で往来訪を月に2回程度行うが、親が一緒に来たり、往訪時に親も一緒に話ができる家庭では、ほとんど再非行はない。本人任せの親が、「私は関係ないのだ、子どものしたことだ。」と無関心の家庭での再非行率は多い。それはやはり家庭の問題も大きく影響する。「親の集い」の話が、前々回だったか、出た。あれは、審判後は家庭裁判所との関係は切れる。その辺で専門家の関わりの中でざっくばらんに親が話せる

場所作りも含めて気になった。

- まず最初の、少年が家裁に行って、何を聞いてきたのかよくわからないという話は、 やはり裁判所の説明が難し過ぎるということなのか。
- 難しいと言うことが多い。
- それは調査官の調査か、あるいは審判か。
- 審判においてである。
- ●確か,○○委員提出のアンケートの中にもそういう意見があったが、この点について、 裁判官の立場としてはどうか。○○委員の指摘されたのは、知的障害のある少年についてだが。
- 知的障害が疑われるという場合は、やはりどういうふうに伝えたらいいかというのを 調査官とよく協議するし、裁判官だけが審判をするということではない。

通常、在宅事件の場合は裁判官と立ち会いの書記官だけで手続をするが、身柄拘束をされた、逮捕を経て鑑別所に入った少年の場合は、調査官も立ち会って審判をするという手続になる。ただ、知的障害が疑われる場合はどういう話が一番わかるかとか、どういうことであれば、具体的に言えばわかるかとかということを調査官と協議の上、調査官も立ち会ってもらって、どうもわかりにくそうだというときには調査官が応援をするという形で審判を進めている。

具体的に、審判のどういうところがわかりにくかったのかということを裁判所に伝えていただきたい。逆に、私どももわかったと思っているのに実際はわかってなかったということにもなるので、一応気は遣っているつもりなのだけれども、そういう不十分なところがあればぜひ御指摘いただきたい。

その審判に関しては何らかの説諭をして、もう処分をしないということであればもう それでおしまいということになってしまうけれども、保護観察の場合には保護観察所の ほうに、「どうも理解が不十分だったようだから、ここらあたりを注意して欲しい。」 と保護司にも伝えていただき、保護観察の中でよろしく教育のほどをということができ る。

いずれにしても、今後につなげるという点も含めて、わかりにくかった点を具体的に 言っていただくのが一番ありがたいと思う。

● 裁判所としてもこれまで少年にわかりやすく、あるいは少年が理解できるようにいろいるがけてきたつもりではあるが、今のような御指摘を踏まえてさらにそういった点

は気をつけていきたいと考えている。

それと、保護者に対する働きかけの点やその後のケアも含めて、何かあるか。

● 保護者会については昨年のこの会で報告させていただいたが、京都では保護者会は、現在は「親の集い」というふうに言っている。

これは当然審判前の少年の保護者にグループ討議という形式で、その保護者からいろいるな意見、あるいは思いや感情といったものを出し合ってもらい、何らかの示唆あるいは勇気づけ、そういったものを得て帰ってもらって、今日から、あるいは明日からの少年に対する監督に活かしてもらおうという趣旨である。

対象は特に定めていないので、例えば少年鑑別所に入ったことがあるという少年の親や少年院に行ったことがあるという少年の親もいるし、また、昨日もあったが、少年の待合室に「親の集い」のポスターを貼っているが、比較的軽微な事件の保護者だっけれども、そのポスターをしげしげと見ておられたと思ったら、「この会に参加したいのですが。」というふうに言って来られるケースもある。

そうすると、事件としては大分差がある。少年の程度、非行の程度も違いがあるが、 悩みを持っているという点では共通点があるので、当日、保護者には、「ちょっとお宅 の程度とは違うかもしれませんけれども、それをお含みの上で参加できますか。」とい った話をして、「それでも結構です。」と言われる親に参加してもらう。しかし、結果、 ふたをあけてみると、「結構勉強になった。勇気づけられた。元気づけられた。」とい う保護者が多いものである。

「親の集い」は、隔月1回実施している。将来的には月1回実施したいと昨年も言ったが、まだそこまで行っていない。1回の人数は、大体5、6人が多いと思う。裁判所側のスタッフとしては調査官1人と、看護師が入っている。そして、友の会から2人、男女のペアで入っていただいている。したがって、広い意味で裁判所側は4人、あとは保護者の方、フロアに記録係が若干いるというような構成になっている。

● 「親の集い」は、私自身は京都の裁判所で勤務して初めて見聞したが、裁判官は見せてはもらえない。プライバシーの問題があり、また裁判官がそこに同席するということは親が非常に緊張を強いられることになって、何かそれで少年が悪く処遇されるのではないかというような不安もあるからということで、絶対見ることはできないと言われている。

私は、まず見せていただきたいと思ったし、当然見せてもらえるものだと思ったら、

「見せられない。」ということで、しかも、ものすごくいろいろ慎重な配慮をして、その辺が、もしかしたら従前お話があったかもわからないけれども、名前は、「中村さん」とか「山田さん」というような個人の名称では呼ばずに、「下鴨さん」とか、本当に京都のいいところの名前がそれぞれにつけられて自分の名前ということで、自分が本当の地域社会でどういう立場で生活をしてるかということは伏せた形で上手に議論する技法を編み出しているので、私自身は感心して、この点についてはまだ新人の委員なので御紹介させていただいていいのではないかと思い、発言させていただいた。

● どうも裁判所の統計資料による分析が甘いという御指摘もいただき、特に他庁との比較分析というのをもう少ししてからこういった形で提案をさせていただければよかったかと思う。

そういった意味で、その後の御意見を承る点でも、少しこちらの準備不足ということ で必ずしも十分ではなかったと思うが、時間もなくなったので、そろそろこの点につい てはここで終了させていただこうかと思う。

ただ,少年非行,特に再非行の問題というのは,これからも繰り返し考えていかなければいけない問題なので,また改めてこの家裁委員会で皆様の御意見を承ることがあるかもしれない。

それでは,本日の討議は終了させていただく。

次回期日を予定させていただきたいが、次回期日は例年どおり5月ごろということで、 皆様いかがか。

御異論がないようなので、来年5月ごろに開催することとし、具体的な日にちについてはまた、皆様の御都合をお聞かせいただいて調整させていただく。

次に、次回の委員会の意見交換のテーマについて、何か御意見・御提案がおありか。 例年はどうも、少年と家事という形で交互でやっていたが、特にその点はこだわる必要 はないだろうと思う。皆様方の御関心のあるところで、特に京都家裁としてこういった ことについてもっと取り組んでいかなければいけないのではないかとか、そういった問 題がおありでしたらお寄せいただければと思う。

この場では次回のテーマについて御提案がないようなので、今後何か御提案があれば 裁判所のほうに御連絡をいただければ、またその点も含めて検討させていただこうかと 思う。

いずれにしても議事録の原稿を送らせていただいた際にでも、次回のテーマについて

の御提案をいただければと思う。

本日は少年の再非行の問題についていろいろ御意見を賜りまして,ありがとうございました。先ほども申し上げたように京都の再非行の問題というのは非常に頭の痛い,むしろそれよりも我々としては危機感を持って臨んでいるつもりである。

ただ、今日も何度も申し上げたように家庭裁判所だけでできることというのは非常に限られている、その意味ではもっと関係機関の連携ということや、あるいはみんなで知恵を出してもっと何か違った枠組みで少年の問題、再非行だけではなくてもっと広い、再非行をもたらすようなそういった背景まで切り込んで何かできるようなものをやはり作っていかなければいけないのではないかと考えている。ただ、そのときに裁判所として何をすべきなのか、何ができるのか、そういうことを考えながらやっていくしかないだろうとは思う。

我々としても、今日の御意見も踏まえ、再非行防止に向けてより実効性のある、中身 のある対策を講じていきたいと考えている。

皆様には、また今後とも、この問題のみならず、そのほか家庭裁判所の運営について 御意見をいただきたい。

本日は、どうも長時間ありがとうございました。

次回はもう少し短くできるかどうかも考えてみたいと思う。